

太田市立南中学校 P T A 会則

第 1 章 名称及び事務所

第 1 条 本会は、太田市立南中学校 P T A と称し、事務局を太田市立南中学校内におく。

第 2 章 目的

第 2 条 本会は、家庭・学校・社会における生徒の福祉を増進し、教育の向上と、生徒の健全な育成を図ることを目的とする。

第 3 条 本会は、目的を遂げるために次の活動をする。

- 1 会員の教養を高める。
- 2 家庭・学校・地域社会の相互の連絡を緊密にし、生徒の指導に当たる。
- 3 教育環境の整備に努める。
- 4 地域の社会教育の振興に努める。
- 5 会員相互の親睦をはかる。
- 6 その他の必要な事項。

第 3 章 運営方針

第 4 条 本会は、教育を本旨とする民主団体として、次の方針に基づいて活動する。

- 1 民主的かつ自主性のある運営をする。
- 2 生徒や青少年の教育並びに福祉のために活動する諸団体・機関と協力する。
- 3 特定の政党や宗教にかたよることなく、又、もっぱら営利を目的とするような行為はしない。
- 4 国や地方公共団体の適正な教育予算の充実に期するために努力する。
- 5 学校の人事その他学校経営管理に干渉しない。

第 4 章 会員

第 5 条 本会に会員となるのは、次のとおりである。

- 1 太田市立南中学校に在籍する生徒の父母、またはそれに代わる者と、同校に在職する教職員を普通会员とする。
- 2 教育に関心を持ち、本会の主旨に賛同する者で、実行委員会より推薦された者を特別会員とする。

第 6 条

- 1 本会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。
- 2 本会の目的以外に、会の名称・役員名を利用しない。

第 7 条 本会は、太田市小中特別支援学校 P T A 連合会・群馬県 P T A 連合会・日本 P T A 全国協議会の会員となる。

第 5 章 役員

第 8 条 本会の役員は、つぎのとおりである。

- 1 会長 1 名
- 2 副会長 12 名以内(うち 2 名は副校長、教頭)

3 書記 3 名(うち 1 名は教員)

4 会計 3 名(うち 1 名は教員)

5 顧問 2 名(前会長、校長)

第 9 条 役員の仕事は次のとおりである。

- 1 役員の仕事は 1 年とし、再任を妨げない。
- 2 補充された役員の仕事は、在任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者の就任まで、その職務を遂行する。
- 4 会長を欠いた場合は、副会長のうちの 1 名が職務を代行する。

第 10 条 役員及び本部役員の仕事は次のとおりである。

- 1 会長は会を代表して会務を総括し、本部役員会・実行委員会の議長となる。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。1 名は書記と共に事務局を担当し、会務を処理する。
- 3 書記は総会及び各種委員会の議事並びに、本会の活動の重要事項を記録すると共に、その書類を保管し、会長の指示に従って本会の庶務を遂行する。
- 4 会計は予算に基づいて会計事務を処理し、定期総会で会計報告をすると共に、予算の立案・財務管理に協力する。
- 5 顧問は本会の運営について、会長の諮問に答え、又、会議に出席して意見を述べることができる。
- 6 役員は役員で構成し、実行委員会の議案作成、会員の慶弔事務、予算案の編成、会の運営に必要な計画の作成を行う。必要に応じて委員長、専門部長を出席させることができる。

第 11 条 本会の役員及び委員の選任については別に定める。

第 6 章 経理

第 12 条

- 1 本会の経理は次の収入による。
 - 1 会費 会員一人につき月額 200 円とする。
 - 2 事業収益
 - 3 寄付金
 - 4 その他の収入
- 2 会費は、前期、後期の 2 回に分けて徴収し、転出入にともなう徴収または払い戻しは、月割で行う。

第 13 条 本会の経理は総会において議決された予算に基づき執行し、決算は会計監査を経て、総会に報告し、承認を得なければならない。

第 14 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章 会計監査

第 15 条 本会に会計監査 2 名をおき、経理を監査する。

第 16 条 会計監査の選任は役員選出規定に基づき選出する。、任期は 1 年とする。

第8章 総会

第17条 本会の総会はつぎのとおりとする。

- 1 総会は、本会の最高議決機関で、普通会員で構成し、定期総会及び臨時総会とする。
- 2 定期総会は、毎年5月までに開催し、次のことを行う。
 - 1 予算・決算・年間事業計画の審議
 - 2 会則の変更・改正
 - 3 役員を選出
 - 4 その他の重要事項の審議
- 3 臨時総会は、会長が認めたとき、または、3分の1以上の会員からの要請があったときに開催する。

第18条 総会の決議は、出席者の過半数で成立し、可否同数のときは議長が定める。

第9章 委員及び委員会

第19条 本会には、実行委員会、学習支援委員会、地区委員会、専門委員会の委員及び委員会をおく。

役員任期は1年とし、再選はさまたげない。

- 1 実行委員及び委員会
 - 1 本部役員、地区代表委員、専門委員会各部長、学年部会長で構成する。
 - 2 実行委員会は総会に次ぐ審議機関で、会の運営に関する重要事項を審議する。簡易な議案については、総会に代わって議決できる。
 - 3 実行委員会の会長が必要と認めたとき、または構成員の50名以上の要求があったときに開催する。
 - 4 実行委員会は、3分の1以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数の賛成で成立する。
- 2 学習支援委員及び委員会
 - 1 各地区ごとに選出された地区副代表委員、及び副会長(2名)、教頭、教務、学年主任で構成する。
 - 2 学校行事、総合的な学習の時間、選択教科等の学校教育活動の支援を行う。
 - 3 委員会の運営は、委員長(会長)、副委員長(副会長)、教頭、教務、学年主任で委員会本部を編制して行う。
- 3 地区委員及び委員会
 - 1 地区毎に選出された正地区代表委員で構成する。
 - 2 同一地区に居住する会員をとりまとめ、地区に関する事項を審議する。資源回収事業などの事業を主管する。
 - 3 各地区の地区代表委員は、地区代表委員連絡会議を組織し地区相互の調整に当たる。なお、連絡会議には、正副委員長をおく。

4 専門委員会および委員会

各学級より選出した委員、担当本部役員及び教員で専門部を構成し、次のことを定める。

- 1 健全育成部
 - 1 各学年選出の委員(学年3名以上)、担当本部役員及び教員で構成し、正副部長をおく。
 - 2 校外における生徒の育成補導、危険防止の補導、交通安全指導等の健全育成のための事業及び、学校の教育環境整備に関わる事業を行う。街頭補導、親子奉仕作業等の事業を主管する。
- 2 教養部
 - 1 各学年選出の委員(学年3名以上)、担当本部役員及び教員で構成し、正副部長をおく。
 - 2 会員相互の親睦と教養を高めるための事業を行う。PTAセミナー、レクレーション等の事業を主管する。
- 3 広報部
 - 1 担当本部役員及び教員で構成し、正副部長をおく。
 - 2 会員相互の教養を高めるため、ブログの記事を更新し、広報活動を行う。
- 4 保体部
 - 1 各学年選出の委員(学年3名以上)、担当本部役員及び教員で構成し、正副部長をおく。
 - 2 会員相互の親睦を深めるための保健体育的な事業を行う。

- 附則 本会則は昭和45年4月22日に制定し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和47年4月28日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和49年4月22日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和51年4月28日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和53年4月24日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和56年4月24日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和59年4月27日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は昭和63年4月22日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は平成2年4月27日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は平成8年5月1日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は平成9年5月2日一部改正し同日適用する。
- 附則 本会則は平成12年4月27日一部改正し同日適用する。

日適用する。なお、実施できない部分については主旨のみを援用し、平成13年度より適用する。

附則 本会則は平成14年4月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成16年4月26日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成21年5月1日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成25年5月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成29年5月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は令和5年5月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は令和7年4月24日一部改正し同日適用する。

細 則

太田市立南中学校PTA役員委員選出規定

第1条 この規定は会則第11条・第16条により定める。

第2条

1 本会の役員は、会員中より、会長1名、副会長12名以内(うち2名は副校長、教頭)、書記3(うち1名は教員)、会計3(うち1名は教員)、顧問若干名と、会計監査2名を総会で選出する。ただし、同じ者を同時に2つ以上の役員に選出することはできない。

2 顧問は前会長と校長が就任することを慣例とする。

第3条

1 実行委員会は、役員推薦委員会を組織して、役員を選出交渉に当たる。

2 推薦委員会は、校区の代表委員で構成する。なお、本部役員会は、同委員会の要請により活動を支援する。同委員会の正副委員長は地区代表委員連絡会議の正副委員長が兼ねる。

第4条 役員推薦委員会は、複数の会長候補の中から適任者を選出する。

なお、役員推薦委員会委員長は会長候補を総会に推薦し承認を受ける。

第5条 地区ブロックは、ブロック毎に役員候補を選出する。

なお、複数地区よりなるブロックは、交互に役員を選出することを原則とする。地区ブロックは以下の通りである。

「牛沢町・牛沢団地」「富沢町・高林北町」「福沢町・米沢町」「細谷町」「岩瀬川町」「下浜田町」「高林南町・高林西町」「高林東町」「末広町・古戸町」「高林寿町・南矢島町」

なお、実行委員会は、会員数に著しい不均衡が生じたときは、地区の組み替えやブロック数の変更を行うことができる。ただし、総会の承認を必要とする。

2 役員推薦委員長は、ブロック毎に選出された役員候補を招集し、互選により役職を決定するとともに、その結果を総会に報告して承認を受ける。

3 会長は、総会の承認のもとに副会長4名までを指名することができる。

第6条 監査役員は、会員の中から会長が委嘱する。なお、前年度の会計担当役員が就任することを慣例とする。

第7条 各地区2名ずつの地区委員を選出する。委員の内訳は、正副地区代表委員各1名とする。

なお、地区代表委員は、実行委員となる。また、地区副代表委員は、学習支援委員会の委員となるとともに、代表委員欠席のときの実行委員の代理を務める。

第8条

1 学年選出の委員は各学級1名とし、学年毎に会員の互選によって決定し、学年部会を組織する。なお、第1学年は入学式後の保護者会にて、第2、第3学年は前年度末の保護者会にて選出する。

2 各学年部会は、部員の互選により正副部会長を選出する。部会長は実行委員となる。

3 各学年部会員は、健全育成部、教養部、保体部のどれかに所属する。ただし、各部に各学年3名以上所属する。

第9条 健全育成部、教養部、保体部の部員は、互選により正副部長を選出する。

部会長は実行委員となる。

第10条

1 学習支援委員会は、その独自性と機動性を高めるため、委員会本部を組織して活動する

2 委員会本部は、委員長(会長)、副委員長(副会長2名、学年副部会長、教頭)、学校(教務主任、担当)で構成する。

第11条 本部役員、正副地区代表委員、正副専門部長、正副学年部会長の役職を兼ねることはできない。また、地区選出の委員と学級選出の委員とを兼ねることは原則として認められない。

第12条 本規定は会則に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て改正することができる。

附則 本規定は平成12年4月27日制定し同日施行する。但し、準備期間を必要とする条文については、平成13年4月1日より適用する。

附則 本会則は平成13年4月27日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成15年4月23日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成21年5月1日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は平成29年5月2日一部改正し同日適用する。

附則 本会則は令和5年5月2日一部改正し同日適用する。

細 則

太田市立南中学校PTA慶弔規定

第1条 本会の慶弔事務は、この規定に基づいて行う。

第2条 本部役員、代表委員、専門部長、学年部会長として2年以上連続してこれらの職にあった役員が退任されるとき、記念品を贈って感謝の意を表す。記念品は3000円とする。

第3条 職員の転任・退職の場合は、次のとおり記念品を贈り、その労をねぎらう。

1 本校勤続1年以下は2000円。

2 2年以上1年増すごとに1000円を加える。但し、端数のある場合は繰り上げとする。

第4条 本校生徒または会員(父母または代わるべき者)に死亡のあったときは、生花と5000円を香典として贈り、会葬し弔意を表す。

第5条 本部役員・委員・職員の父母または配偶者に弔事のあった場合は、生花と5000円を香典として贈り、会葬し弔意を表す。

第6条 本部役員・委員・職員・生徒が病気または負傷して2週間以上入院加療した場合は、5000円の見舞金を贈る。

第7条 本規定以外に特別な事情のある場合、または、生徒、役員、職員が不慮の災害や事故にあった場合は、本部役員が協議の上決定する。

第8条 本規定は会則に反しない限りにおいて実行委員会の議決を経て改正することができる。

附則 本規定は、平成12年4月27日に制定し、同日より適用する。

附則 本規定は、平成21年5月1日一部改正し同日適用する。

附則 本規定は、平成29年5月2日一部改正し同日適用する。